

○国土交通省告示第 号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第六十九条の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示を次のように定める。

平成二十八年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号。以下「規則」という。）第六十九条の告示で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 規則第三条第二項に規定する苦情の記録
- 二 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第七条の二第二項に規定する運送引受書の写し
- 三 規則第十九条の二に規定する損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 四 規則第二十四条第五項に規定する点呼の記録
- 五 規則第二十五条に規定する乗務記録
- 六 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては規則第二十六条第一項に、同条第二項の一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）にあつ

ては同項に、それぞれ規定する運行記録計による記録

七 規則第二十六条の二に規定する事故の記録

八 一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、規則第二十八条の二第一項の規定による運行指示書

九 規則第三十七条第一項及び第二項の乗務員台帳並びに一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては同条第四項の乗務員証

十 規則第三十八条第一項の規定による指導監督の記録並びに同条第二項の認定を受けた適性診断の実施及びその結果の記録

十一 一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、規則第四十条第三項に規定する指導監督の記録

十二 規則第四十五条第二号に規定する点検及び整備に関する記録簿

十三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項の規定による協定の書類

十四 労働基準法第八十九条の規定による就業規則

十五 労働基準法第一百七条第一項の規定による労働者名簿

十六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の三の規定による健康診断の結果の記録

附 則

この告示は、平成二十八年十二月一日から施行する。